

〈1〉 欧州における人権・環境の保護と ビジネスに関する規制の動向 —EU のデューディリジェンス指令の制定

信州豊南短期大学教授・前国立国会図書館専門調査員 山口 和人

はじめに

2024年7月5日、「企業のサステナビリティの適正な調査（デューディリジェンス）並びにEU指令2019/1937及びEU規則2023/2859の改正に関する欧州議会及び閣僚理事会の2024年6月13日のEU指令2024/1760」¹が、EU官報に公示され、7月25日から施行された。この指令は、企業活動の連鎖において人権侵害がないか、環境破壊がないかの確認をEU及びEU以外の大規模企業が適正に行うこと（デューディリジェンス）の義務等を国内法で定めることを構成国に義務づけるものである²。

この新たな立法は、2020年12月17日の欧州議会決議「持続可能な企業ガバナンス」³及び2021年3月10日の欧州議会決議「企業のデューディリジェンス及び企業のアカウンタビリティ」⁴に端を発する。

特に、前者の決議において欧州議会は、欧州委員会に対して、義務的なデューディリジェンス立法を導入して、域内での法規制の断片化を避け、ビジネス界及び市民に対して法的安定性を与えることを呼びかけた⁵。

これを受けて2022年2月23日、欧州委員会が、新たな指令の提案（COM(2022)71 final）を行った。指令の提案理由において、欧州委員会は、「経済のあらゆるセクターにわたる企業の行動は、EUが「ヨーロッパ・グリーン・ディール」⁶に沿った気候に左右されないグリーン・エコノミーに移行し、国連の持続可能な発展目標—その人権及び環境に関する目標を含む—に到達することに成功する上で、キーとなるものである。」と述べ、人権尊重と環境保護を標榜するEUの価値基準を経済面でも実現するものと位置付けた。

¹ DIRECTIVE (EU) 2024/1760 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 June 2024 on corporate sustainability due diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 and Regulation (EU) 2023/2859 (Text with EEA relevance) *OJ L*, 2024/1760, 5.7.2024

² EU法のうち、規則（Regulation）は、EU域内に直接適用され、構成国と市民を直接に拘束するが、今回の指令（Directive）は、その内容に合致した国内法を制定することを構成国に義務付けるにとどまる。

³ European Parliament resolution of 17 December 2020 on sustainable corporate governance

⁴ European Parliament resolution of 10 March 2021 with recommendations to the Commission on corporate due diligence and corporate accountability

⁵ 後述するとおり、企業のデューディリジェンスに関しては、フランス、ドイツ及びオランダが既に国内法を制定しており、この状態を放置すれば、EU各国の法制が断片化、パッチワーク化するおそれがあることが懸念されていた。なお、EUにおいて立法提案権は欧州委員会が独占しているため、欧州議会としては、欧州委員会に対して企業のデューディリジェンスに関する立法提案を行うよう促したということである。

⁶ 欧州委員会ウェブサイト https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal/delivering-european-green-deal_en（インターネット情報の最終閲覧日は、特に断らない限り、2024年8月8日である）

指令案は、その後、多数の EU 諸機関における調整を経て、最終案の合意に至り、2024 年 4 月 24 日に欧州議会が、同年、5 月 24 日に閣僚理事会⁷がこれを採択し、官報公示を待つのみとなっていた。

当該指令は、規則とは異なり、EU 域内に直接適用されるものではなく、構成各国の立法措置が必要であり、また後述するように、その実施も数年をかけて段階的に行われるが、EU に本拠を有する企業だけでなく、日本を含む EU 域外の企業も適用対象となっていることから、日本企業にも一定の影響が及ぶことが予想される。以下では、この指令（以下、「デューディリジェンス指令」又は単に「指令」という）の概要を紹介することとする。

企業によるデューディリジェンスの意味及び指令の必要性

企業によるデューディリジェンスとは、特に大企業が、自企業の活動、子会社の活動及びこれらの「活動の連鎖」において、人権に対する悪影響（例 児童労働）及び環境に対する悪影響（例 環境汚染）を確認し、これに対処する義務をいう⁸。

2020 年の欧州委員会の調査によれば、(EU 及び世界を通じて活動する) ビジネス回答者の 37% のみが、その時点で環境及び人権に関する適正な調査を実施しており、16% のみが、任意の国際基準に依拠してサプライチェーン全体をカバーしているに過ぎないとの結果が示された⁹。企業の自発的行動によって、サプライチェーンにおける人権と環境の保護を図ることには大きな限界があり、EU 全体として何らかの強制力ある法制を整備することが認識されたのである。

加えて、EU の最有力国であるフランスとドイツがこの問題に対して、それぞれ独自の立法を行い、法規制に乗り出したことが、欧州議会等において、デューディリジェンス規制の断片化・パッチワーク化に対する懸念を引き起こすこととなった（フランス及びドイツの法制については別表参照¹⁰）。またオランダも児童労働を禁止する立法を行っている。

さらにこの指令の必要性について、欧州委員会が次のような説明を行っている¹¹。

- ・サステナビリティある経済への移行は、EU にとってキーとなる政策的優先度の高いものであり、企業は、サステナビリティがあり、公正な経済及び社会を創造するに当たり、キーとなる役割を果たしている。
- ・国際レベルでの既存の自発的フレームワーク（国連¹²、OECD¹³）は、企業をサステナビリティのデューディリジェンスに慣れさせる上で役立ったが、調査の示すところによれば、企業は、サステナビリティの側面を自己の活動に十分に統合してはいない。
- ・企業は、また、単一市場を通じて不明確かつ断片化した法的状況、すなわちいくつかの構成国が、それぞれのデューディリジェンス法を制定する一方で、他国は法制定を検討中であるということに起因する法的不安定性と不必要な行政的負担に直面している。それゆえ、2021 年の公開意見聴取に参加した企業の約 70% は、人権及び環境の影響に対するデューディリジェンスに関する EU の一致した法的フレームワークが必要であることに同意した。
- ・更に、ターゲットを絞った研究は、サステナビリティの考慮をビジネス活動及びバリューチェーン

⁷ 本来であれば「EU 理事会」と訳すべきであるが、EU 及び構成国の最高首脳から構成される「欧州理事会」との区別が紛らわしいため、敢えて「閣僚理事会」と訳した。構成国政府の閣僚級の代表から構成され、EU の立法をはじめとして、EU の重要な政策決定に関与する機関である。

⁸ European Commission, Directive on Corporate Sustainability Due Diligence, Frequently asked questions, 1.1.
以下 Q&A として引用。

⁹ European Commission, Study on due diligence requirements through the supply chain

¹⁰ Stefano Spinaci, Corporate sustainability due diligence: How to integrate human rights and environmental concerns in value chains, European Parliamentary Research Service, PE729.424-October 2023, pp.1, 3-4. .

¹¹ Q&A, 2.1.

¹² United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights

https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/publications/guidingprinciplesbusinessshr_en.pdf

¹³ OECD, Responsible business conduct.

<https://www.oecd.org/en/topics/policy-issues/responsible-business-conduct.html>

に統合することは、リスクマネジメント、レジリエンス、イノベーション能力、及び競争力全搬を向上させることを示している。

- EUのみがこの方向に向かっているわけではない。他国（例えば、カナダ、韓国）もまた、一般的（horizontal）なデューディリジェンス法を検討しており、我々は、より多くの国が同じことをすると予想している。国連レベルでは、ビジネスと人権について、デューディリジェンスを（義務として）包含する法的拘束力ある手段についてのネゴシエーションも進行中である。ヨーロッパの企業は、かくて、サステナビリティへの移行の利益を得るに当たり準備し、前進することになる。

指令の構成及び主な内容

この指令は、99項目に及ぶ長大な制定理由の説明、39条にわたる本文、及びこの指令が準拠すべき国際的な人権及び環境に関する条約及び諸基準を列挙する附則から構成される。

前述のとおり、指令は、EUの域外企業も含めた大企業が、自企業の活動、子会社の活動及びこれらの「活動の連鎖」において、人権に対する悪影響（例 児童労働）及び環境に対する悪影響（例 環境汚染）を確認しこれに対処する義務を定めるものである。加えて、同指令は、大企業が、最大の努力により、当該企業のビジネスモデル及び戦略が、持続可能な経済並びにパリ協定¹⁴による地球温暖化を1.5度Cまでに抑えること及びEU規則2021/1119¹⁵において確立された、気候中立¹⁶—その中期的及び2050年の気候中立目標を含む—を達成することに合致することを確実にすることを目的とする気候変動軽減のための移行プランを採択し、かつ実施する義務を定めるものである。（指令1条。企業の義務の詳細は指令7-16条に規定。以下引用する条項は、指令のもので

ある）

指令の対象となる企業

指令の対象となる企業は、指令2条に規定する大規模企業である。EUの構成国の法により設立された企業では、1000人を超える従業員を有し、かつ前会計年度の世界全体での純売上高が4億5000万ユーロを超えるもの等（全体で約6000社）、第三国の法により設立された企業では、前会計年度のEU域内での純売上高が4億5000万ユーロを超えるもの等（全体で約900社）である。この条件を満たす限り、指令の下での義務は、デューディリジェンス及び気候移行プランの両方並びに公的私的執行に関するルールに関して、指令の範囲に入るEU及び非EU企業について同じである。

一方、中小企業は、直接には指令の範囲に入らず、それゆえ、指令の下での義務を負わず、公的執行又は民事責任に従うこともない。しかしながら、中小企業は、指令の範囲に入る、より大きい企業の活動の連鎖における直接又は間接のビジネスパートナーとして影響を受けることがあり得る。そのようなものとして、中小企業は、悪現実又は潜在的な影響に関する情報を集め、共有し、かつ、それらの影響について、指令の範囲内の企業の義務に合致した対応策を採ることを求められることがあり得る。このため、中小企業を保護し、その負担を最小化する規定が設けられている（10条パラグラフ2、11条パラグラフ3(f)）。

指令実施のスケジュール

前述のとおり、指令は、2024年7月5日にEU官報に公示され、7月25日に施行された。

その後のスケジュールは、37条に規定されてい

¹⁴ パリ協定は、京都議定書の後継として2016年11月4日に発効した地球温暖化防止のための国際協定であり、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求すること」が掲げられている。全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）ウェブサイト https://www.jccca.org/global-warming/trend-world/paris_agreement

¹⁵ Regulation (EU) 2021/1119 of the European Parliament and of the Council of 30 June 2021 establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulations (EC) No 401/2009 and (EU) 2018/1999 (欧州気候法 ‘European Climate Law’ とも呼ばれる)

¹⁶ 気候中立とは、「人、企業、団体などが、日常生活や製造工程などの活動により排出する温室効果ガスを、その吸収量やその他の削減量を差し引いて総排出量を算出し、実質（ネット）ゼロにするという取り組み」と説明されている。一般財団法人環境イノベーション情報機構「環境用語集」

同情報気候ウェブサイト <https://www.eic.or.jp/ecoterm/>